

税制調査会（第6回総会）議事録

日 時：平成28年11月2日（水）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○委員

皆様おそろいのようなので、第6回税制調査会を開会します。

9月以降、皆様の御協力の下、非常に精力的な議論を重ねていただきました。今回からは前回申し上げましたとおり、これまでの議論を踏まえて取りまとめに向けた起草会合として進めていきたいと思っております。

御案内のとおり、当面の課題は、これまでに政府税調として取りまとめをしました論点整理の内容や、今般の総理や大臣からの御挨拶の内容等を踏まえて、個人所得課税改革と国際課税のあり方について取りまとめるということです。

そのため、本日は個人所得課税改革と国際課税のあり方について取りまとめるに当たって、これまでの議論の内容や、国際課税については前の任期の時にディスカッショングループの座長を務められていらっしゃいました委員からの御指示も踏まえながら、それぞれのパーツについて事務局に議論のたたき台となる資料を用意いただきましたので、この資料に基づいてぜひ忌憚のない議論をお願いしたいと思います。

具体的にはまず個人所得課税についての議論のたたき台を事務局から読み上げていただいた後に、委員の皆様から自由に御意見等を頂きたいと思っております。その後、引き続き国際課税についても議論のたたき台を事務局から読み上げていただいた後に、皆様から自由に御意見を頂くという進め方で議事進行していきたいと思っております。

なお、国際課税については前回申し上げましたが、議事進行についても委員に行っていただく予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

また、前回も申し上げましたが、取りまとめに向けた起草会合という関係で、議論のプロセスで様々なやりとりを委員の皆様にも自由に行っていただくために、今日はマスコミの皆様には非公開としました。これは慣例に倣ってということですが、ただし、これまでどおり総会終了後の記者会見については開催し、概略をマスコミの皆様にもお伝えするとともに、後日、発言者名を伏せた形で議事概要も公開することとしていますので、よろしく申し上げます。

それでは、早速本日の議題に入りたいと思っております。まず個人所得課税についてまとめた議論のたたき台について、事務局から読み上げていただきたいと思っております。関係する資料としては総6-1「経済社会の構造変化を踏まえた税制あり方に関する中間報告①（案）」です。これらの資料については本日の会議終了後、大変申し訳ないのですが、一旦回収させていただきたいと思っておりますので、机の上に残して退室していただければと思います。

なお、議論の参考となるよう、委員の皆様のお手元にこれまでの総会で事務局が提

出した資料や委員の方からの意見書、昨年の論点整理をまとめて御用意しておりますので、これも必要に応じて御活用ください。

それでは、事務局から案文の読み上げをお願いしたいと思います。

○事務局

(中間報告(案)を朗読)

○委員

ありがとうございます。

それでは、ただ今の読み上げにつきまして、委員の皆様から自由に御質問、御発言いただきたいと思います。

○委員

闊達な御意見ということで、大きな話からです。構成が甘い気がして、いきなり配偶者控除に飛びつく、制度に飛びつくということはいかがなものかという気がします。もともと、前の論点整理でもあったように、新しい経済社会環境の中において、今、個人所得課税のあり方はどうあるべきかという大きな話があって、その中で重要な課題は働き方に対する中立的な税制の構築です。現行制度が103万円の壁を含めて阻害要因であるとするならば、そのような阻害要因を排除して就労促進する。それから、所得再分配機能が低下しているの、これを回復しましょうという、この大きな二つの柱がもともとあって、かつ、所得再分配という時に誰に再分配しますかと言えば、やはり若い人に光を当てましょう。そのようなまずメインのメッセージがあって、そこから演繹的に導かれるものは何かと言われた時に、まず働き方というところで、一丁目一番地がなぜか配偶者控除であり、それは仕方がないので配偶者控除見直し、まずはこれを改革しましょうということになります。

本当は働き方改革の一部であると思うのですが、後で多様な働き方でまた出てきている給与所得と事業所得との関係。おそらく、いわゆる八百屋さんではなくてフリーランスのような方々を考えていると思いますが、そうであるとすればこれも働き方に関わる大きな改革です。だから働き方の改革ということであれば、まず、配偶者控除ということになります。もう一つ視野に入れなければいけないものは所得区分の関係です。そこをまず柱にして働き方の改革に我々はどのように取り組むのかを見せて、それから、所得再分配機能の強化というところで何が重要かと言われた時に、我々が考える累進構造の強化などではなくて、もう税率は高いので、どちらかという課税ベースの拡大を大前提にします。その中にあるものは税額控除です。だからこそ課税ベースの拡大というものと所得再分配機能と相まって実現できるものがおそらく税額控除です。そのような形で所得再分配をしっかりと行いましょうというメッセージがあって、それで今、言った所得控除の見直しの議論などが出てくるのではないかという気がするのです。

あと全体として、入り口は確かに配偶者控除かもしれませんが、とにかく税収中立

あるいは財政中立という枠があるので、一つの控除を拡充するという事は、必ず他の控除を見直すことになります。その見直す控除の中にはいわゆる給与所得控除も含めて所得計算上の控除も入ってきます。そのようなストーリー立てにしていかに、いきなり配偶者控除の話をしていきますね。でも表現を見ていると前の一次レポートと重複感が否めないということになるので、メッセージ性に欠けるということと、新規性に欠けるということで、組替えがあって良いのではないかという気がするのです。それが大きな話として一つあります。

細かい話ですが、4ページでよく分からないと思ったことは、A案についてまた子育て支援の面で税制が大きな役割を果たすとあるのですが、おそらくA案で言っていることは税制の役割を言っているのではなくて、配偶者控除を廃止して社会保障給付という形で子育て支援をしようと言っているのです、これはむしろ別にここでこのような文面が要るのかなという気がします。

むしろ問われるべきは、配偶者控除を廃止してしまったら増税になってしまうので、増税分は確実に給付に充てるという連結性を担保するという、そこが本来、A案の大きなメッセージのような気がします。また、B案は税額控除の話ですが、別に世帯課税をすることは言っていなかったと思うのですが、単に夫婦の間で移転ができると言っているだけであって、夫婦単位で所得を補足して課税するという話ではなかったような気がします。

あと、8ページのところで個人住民税のあり方について、様々なことが書いてあるのですが、もう一つ触れた方が良いかなと思うことは高齢化の影響です。というのは、これから高齢者が増えていって、彼らの所得が給与所得から年金に変わっていきます。ただし、もちろんそれ自体、年金水準自体が給与よりも低いので、これ自体が減収要因ですが、やはり公的年金等控除が手厚いので、これがまた減収要因になっていくことになるので、地方の財政を支えるという観点から見れば実は高齢化を踏まえて、本来もう少し課税ベースで広く捉えるべきではないかという問題提起があって良かったのではないかという気がします。

○委員

直接的には総理と大臣の御挨拶にお答えするものとして作っていますので、多少、問題は限定される形ということになっているのであろうと思います。

○委員

私の方も今の委員のコメントとかなり関連が深いのですが、今、御指摘がありましたように、ある論点に沿ってという議論はあろうかと思いますが、昨年これだけ議論をして、一次レポートも作っています。そこでの最初のメッセージが、今回の個人所得課税の基本的な考え方としてこの中間報告(案)にもあるように、結婚して子供を産み育てようとする若年層、低所得者層に配慮する観点からの所得控除方式の見直しというものがあって、ここに対するメッセージというものがもう少し強化されて、前面に

出てきても良いのではないかと思います。

また、同様に、もう一つの論点が働き方の多様化、家族のセーフティーネットの機能の低下を踏まえた人的控除の重要性ということで、いわゆる所得再配分といったようなところを受けているということでもありますので、この二つの大きな項目を最初にかなり強く明示しておく必要があるのではないのでしょうか。その上で、昨年の論点整理を受けて、今回のこのような配偶者控除になっているという論点は、どのようにしても重要なのではないかと考えています。この辺りのところをある程度認識した上で、その後の議論についてはこれからまだまだ論点があろうかと思っておりますので、そこのところについては今回の内容に沿ってということであろうと思っておりますが、あくまでも今のような命題が課題として重要であるというメッセージは、もう少し強めた方が良いという認識を考えた次第です。

○委員

意見を述べる前に一点、事務局に質問なのですが、表題ですが、中間報告①とあるのですが、この①というものはどのような意図なのでしょう。

○事務局

事務局の意図としては、今回、限られた時間の中で大きく昨年の論点整理で示していただいた三つの柱のうち、この秋につきましては一番目の柱により多くの時間を割いていただいたということで、今回の取りまとめにおきましては、分量的にもその部分が多くなっていますが、この辺りについて中心的に取りまとめさせていただきました。他方、二本目、三本目の柱につきましては、前回資料をお示しして御議論いただいたということで、まだこれから多々御議論していただく機会があろうかと思ひ、またその辺りのところで、ある程度意見が取りまとまってきたところで、再度中間報告ということがあり得るのではないかとということで、とりあえず一回目の中間報告という趣旨で①をつけているということです。あくまでもそのような御提案ということでございます。

○委員

その質問はこれから私が述べる意見にかなり密接に関係するのですが、まず先ほどの委員がおっしゃったこととの関連で、確かに我々は一次レポート、論点整理で、それぞれ論じてきたわけですが、総理が第1回総会で御発言、御挨拶されて、我々はそれを承ったということからスタートしている議論であることを考えると、あまり大上段に構えた中間報告にするというほど議論を積み重ねたわけではないということであると思ひます。

ただ、この1ページの第1節に入る前の前文のところの第二段落の末尾が少し目立たないような書きぶりになっているというところで、おそらく委員がおっしゃったような、いきなり配偶者控除になっているのではないかとというようなトーンに見えてしまうということは、私も少しそこは気になっております。今さら論点整理で論じたことを

もう一度焼き直すような、ないしは要約するような形で前文に書くということは本題に入るまでの前置きが長過ぎるので、強いて言えば最後の文章、個人所得課税改革については以下の文章を別の第三段落にして、それで取りまとめてきたという一つ前の文章の手前に、その二つの我々の取りまとめは今も揺らぎない、ないしはそれを踏まえてこれから論じる、中間報告を行うのであるというトーンを強く出して、決してもう一度文字に起こして述べるわけではありませんが、気持ちとしては決して一次レポートや論点整理の内容を忘れてはいないし、むしろ踏まえて更に具体策に踏み込んだ中間報告をするという意気込みを書いていただくことが良いのかなと思います。

そこで、その中でも確かに配偶者控除から入るのかという疑問はありますが、総理の御挨拶を受けての議論として本ラウンドが始まっていますので、配偶者控除から話を始めますというような流れを前文のところで醸し出していただく方が良いのかなと思います。

4 ページで初めてここに税収中立ということが出てくるわけですが、税収中立は閣議決定されているわけなので、骨太の方針で閣議決定されていることをしっかりと書いていただく。閣議決定しているということは重いことであるということ、単なる認識の共有というレベルではないと思いますので、これはしっかりこれからの議論の上で踏まえていただくべきものであるということ、この中間報告の中でも文字として記していただきたいと思います。

5 ページ、所得控除方式の見直しのところで、所得控除、税額控除と出てくるわけですが、あまりにも淡々と書き過ぎているところがあるのかなと思います。そもそも税額控除というものは、所得再分配をおおよその累進税率を変えなくても所得再分配機能を回復させることに寄与する仕組みが所得控除方式との相対で言えるということですから、所得控除方式では累進税率を前提とすれば、高い税率に直面する高所得者はより多くの税負担軽減を受けられることに対して、低所得の方はそれより少ない税負担軽減しか受けられません。それに対して税額控除は低所得者、高所得者問わず、同じ税負担軽減効果であるという意味において、所得再分配機能が発揮されるという説明をここでもしっかりしていただきたいと思います。

そのような意味では、国民の皆様にも所得控除方式と税額控除方式の違いというものをしっかりとアピールしていくことが重要かなと思います。

最後に8 ページのところですが、「おわりに」の文章の最後の段落で、幅広く丁寧な国民的議論を期待したいということはそのとおりですが、いつまでも長々と国民的議論をしていても全く改革は進まないということですから、早い時期に幅広く丁寧な国民的議論を期待したいというような、できるだけ早期に結論を得るような、かつ、丁寧な議論を期待したいというニュアンスを出していただけると良いのかなと思います。

○委員

二つ申し上げたいと思うのですが、一つは配偶者控除に関わるところです。これま

でずっと議論をしてきている中で、これは世の中でメディアにおけるところも含めて、これだけの議論の広がりを見せているということは、日本の抱えている様々な問題、経済社会の様々な問題と深く関わっていることに他ならないであろうと思っています。したがって、そのような中で様々な案があるということは承知をした上で、少し踏み込んだ結論に至らないということについては残念であるということが素直な思いです。

政治の場に議論を引き継ぐということではありますが、そのようなことにおいても、そもそもこの配偶者控除の見直しということがどのような基本的なニーズに基づくことなのかという辺りは、これまでのレポートとの重複もあるかもしれませんが、むしろそこから更に踏み込んでということも含めて記載ができないものかなと思います。

論点として具体的には様々あると思うのですが、この配偶者控除が作られた経過に鑑みれば、これは伝統的な性別役割分担意識の、男は仕事、女は家庭といったものを背景としていることは事実であると思います。そのような中でこれがそのままずっとあるということは、女性を家庭に押し込めてしまうという構造を引き継いでしまうことに他ならないわけであり、これは政府が進めようとしている女性の活躍促進にも全く逆行しているということであると思います。

配偶者控除を見直すということは、性別役割分担意識という固定観念を打ち破る意味でも極めて意義は大きいと思います。したがって、配偶者控除の見直しに当たっては小手先の改革ということではなくて、個人所得課税の枠組みの見直しを図り、そのような大きな考え方の中で実行すべきであるということではないかと思います。そのような辺りを含めて、大きな意義を表現として入れるべきではないかと思います。

もう一つは、働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直しというところですが、具体的には6ページの下のところ、雇用者に近い自営業者の割合が高まっているという文脈に関してですが、これは前にも申し上げているのですが、実際にそのような雇用者に近い自営業者が増えていることは事実なのですが、全体の給与所得者の数との比較で言えいかほどのものかということです。税制そのものを見直すほどのインパクトがあるものかという視点が必要であろうと思います。

また、これも前に述べているのですが、雇用者に近い自営業者が増えている中で、いわゆるブラック的なものやグレーのものが少なからずあるわけで、そもそもそのようなものが含まれていることもあるので、繰り返しになりますが、税制そのものを見直すことに直結するような性格のものかということも検証する必要があると思います。

その上で給与所得、事業所得を分ける意義が薄れているということでもしあるならば、一方で国民の納税者意識を高める観点も含めて、これは給与所得者も自営業者と同様に申告納税できるようにするという観点も視野に置く必要があるのかと思います。

いずれにしても所得計算上の控除、人的控除、それぞれが重要な役割を担っていると思いますので、それらを単にトレードオフということではなくて、様々な控除の見直しに加え、先ほど申し上げたことも踏まえて税率構造全般の見直しということにつ

いて、税収中立の選択肢の幅を広げる意味で、それぞれの見直しが与える影響、効果を丁寧に検証すべきではないかと思えます。

○委員

大きなポイントで二点、それから、細かいポイントが若干あります。

一点目は税収中立ですが、配偶者控除の選択肢の三つの議論を踏まえても、我々が意識してきたものは財政中立であったように今さらながら思いました。それが本質であるとする、少し表現の修正をしませんかということが一点目です。これは先ほどの委員が言われた4ページの真ん中の下の方の「また」以降のパラグラフに、私も違和感を覚えたのですが、これも要は財政中立の話をしているという前提に立てば、不要なパラグラフであると思えます。

二点目は、働き方の多様化に関連してですが、7ページ「4. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築」というところで、これからの議論の一つ重要なポイントとして、企業の退職金制度に関しても我々はものを申した方が良くないと思っています。その心は、勤続年数が長くなればなるほど有利になるという現行の制度は、そもそも働き方、ライフコースの多様化を阻害しているからです。

これは直接、我々の管轄範囲ではないとは言えるものの、社会システム全体を大きく見直していく上で税制だけでできることには限界があって、社会保障や労働政策にも組み込んで提言をしようというスタンスをとっているのであれば、そこまで我々としても視野に入れて議論をしても良いのではないのでしょうかと考えています。もちろん我々の中での議論が十分にできているわけではないので、これから小委員会等で議論されるのであれば、俎上に上げていただきたいという話です。

マイナーなポイントで、一つが2ページ目の(2)で社会的背景をもう少ししっかりと書き込もうというお話も先ほどありました。この社会的背景の中で書くとなると、労働力不足が顕在化しています。したがって、潜在労働力の労働参加を促さなければいけないということが重要な背景としてあるように思えます。だからこそ配偶者控除の議論になっていると理解しています。

もう一つは、先ほど委員が言われた二点目、6ページの働き方の多様化の中での請負契約あるいは雇用的事業者の話ですが、これは現在、数が少ないとはいうものの、これから増やしていこうという政府の方針も明確になりつつありますし、働き方の多様化という意味ではこれは大事な項目であると考えてるので、ぜひ残していただきたいと思えます。この人的控除の方にシフトをしていこうという書きぶりに対しても、私は賛成です。

最後に、これも委員がおっしゃられた配偶者控除の三案をそのまま併記するののかというポイントで、私もこれを併記するとどのようになるかということ、おそらく政治的にコンセンサスを作りやすい方に結果的に引きずられるという結論が目に見えているような気がする、この政府税調ではまだ議論が足りないのかもしれませんが、本

来この趣旨を考えればこのようにあるべきであるという結論に絞り込むか、あるいは少なくとも何らかの傾斜をつけた書きぶりはできないでしょうかというように考えるところです。

○委員

何人かの委員が既に指摘されていることですが、私も三点申し上げたいと思います。

やはり私たちは一次レポート、論点整理をまとめて今回のセッションに至っているということで、まとめる場合は一次レポート、論点整理から前進したところを見せなければいけないと思うのです。

このたたき台を見ますと大変丁寧に淡々と分析されているのですが、その前進感がなかなか読み取りにくいという感じがします。おそらく私が思うに、総理大臣から指示があって議論してきたわけですが、その時間的な制約の中でわずか2カ月ほどの制約の中でまとめたという中では、当面、まずは働き方に中立的な税制について、我々としてはこのようなことがまず取り組むべき最優先課題として考えましたという、その当面の策とあるべき税制と言いますか、中長期的にはこのようにあるべきであるという時間軸がよく見えていないところが、曖昧な原因ではないかと思います。

したがって、もう少し、よく読めば書いてあるのですが、当面はこのようにあるべきで、そして将来はこのようなことを目指すべきであると。これは先ほども委員がおっしゃられた一次レポートあるいは論点整理の我々のスタンスは変わっていないという明確なことを示すという意味もあるかと思いますが、そのような時間軸が分かるような書きぶりに修正していただければと思います。

二点目は、これもまたよく読むと今回のセッションで議論してきた新しい要素がいくつか入っているのです。例えば5ページの2段目辺りには現行の配偶者控除について適用対象を限定しつつ、103万円を引き上げることも一案という意見があったというような文章や、あるいは7ページですが、2段落目のところに給与所得控除や公的年金等控除のような所得計算上の控除の見直しを検討すべきであるということも、以前よりやや踏み込んだ書きぶりになっているところがあるわけです。このような新たな要素がより分かりやすいように書けないかなと思います。というのは、おそらくマスコミがいずれこの中間報告を見て報道する場合に、どこが新しいところなのかがより鮮明に出て、それがマスコミだけではなくて国民へのメッセージとして分かりやすい形で書けないかなという印象を持ちました。

3点目は5ページ(4)の他の制度・政策との関係のところですが、ここでも議論しましたが、働き方に中立的な税制ということは税制で最大限努力するにしても、税制のみではなかなか限界があるということは現実であると思います。(4)で書いていますが、あるべき税制を目指す、一方でその税に合わせて日本国全体として、民間企業の配偶者手当も含めて、あるいは社会保障制度など様々な分野と関連しますが、それを含めて変えていかないと働き方に中立的な税制や、若い人や子育て世代に光が当たる

世の中には変わっていかないのであるということ、もう少し強いメッセージで書き込むことができないのかなという印象を持ちました。

○委員

配偶者控除について、一定のグラデーションをつけた方が良いと考えていることは従前のおりです。

最後の終わりの部分です。閣議決定がされていますので税収中立が前提となりますが、中長期的には財源調達機能を向上させることも必要であるということを採用していただいた点、安心しました。我が国では税の役割のうちの財源調達機能が十分に機能していない側面があるからです。

老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築も丁寧に書かれているので、良かったと思います。これに対して若い世代へのメッセージ性が欠けていると感じます。平成26年11月の一次レポートと平成27年11月の論点整理の際に、実像分析を踏まえて若い世帯への支援が今後必要であるということ、を相当議論したかと思うのです。前回の論点整理には、若い世代に光を当て、成長基盤と生活基盤を再構築するという基本的な視点に立って、税制をはじめとする社会システムを改革していくことは不可欠であるとする考え方が示されています。この考え方を冒頭の部分もしくは終わりの部分に入れていただき、若い夫婦、子育て世代もしっかりと考えているということもメッセージとして取り込んでいただければと思っています。

○委員

私も三点ほどですが、まず初めに一次レポートの次に平成27年11月に出された論点整理の13ページあたり、個人所得課税改革の意義というところに少し書かれているのですが、総理も言われている経済成長との関係を初めのところに書くか、どこか所得再分配との絡みのところに書くか、所得再分配がいわゆる格差是正を通じて将来の教育機会、OECDも言っているような感じで格差を是正することで成長につながり、そのようなシステムが個人所得課税改革の意義である、そのような狙いがあるというようなことを少し初めに書くか、途中のところの所得再分配のところに成長との関係を書くか、そのようなことがあるともう少し膨らむかなということが第一点です。

もう一つが、何回も言われていますが、様々な案を並列的に書いているところで、5ページの真ん中辺り、最後の、政治の場で行われていくことを望みたいと書かれているのですが、その前の国民の価値観に深く関わる問題でもあることからというところをもう少し膨らませて、どのような価値観の違いで、どのような案なのかなど、全てに優劣をつけることが難しくても、例えば優劣をつけるためにはあと何が必要なのか、どのような議論があれば、どのような状況になれば優劣をつけやすいのか、どのような価値観の違いが優劣をつけることに関わっているのかなど、そのような少し読めば決めていく上での道筋のようなものが分かるような文章なら、もう少し書き込めるのではないかと思います。

最後の「おわりに」とのところですが、税収中立というところは今回それを念頭に置いていることは確かですが、委員も言われたように、将来的には増税をしていかなければこの国は成り立っていかないことは明らかですので、ここでは財源調達機能を向上させていくという丸い書き方をしていますが、やはり増税をして財政収支を改善していくために、所得税や全体の税のあり方をどのように考えるかということをお急ぎに考えるべきであるという視点は、このような状況でも総理のお話があったとしても、しっかりと最後に書き入れておくべきであると思います。

○委員

二つ意見をお願いします。

まず前段は、11月の年度税制改正ぎりぎりのところにこのように取りまとめたいただきまして、ありがとうございます。まとめた方々に感謝申し上げます。この中では5ページの他の制度への言及までしていただいたことは、政府税調としては珍しいのではないかと思います。良かったのではないかと思います。この点もありがとうございます。

かなり細かいことで、二つ付け足しですが、配偶者特別控除を使っている人がたった100万人しかいません。その議論をこれだけ行っているのに、実はフリーランサーやSEなどの事業主のような人が200万人ぐらいになってきています。更に、これからアルバイトなども含めると、もっと増えていく傾向にあります。そのような時に給与所得控除に対して、もう少し強い活用をしなければいけないというスタンスを、政府税調としてはもう少し強く打ち出してしかなるべきであると思うのです。人数の比でもそのような状況なのに、どうも配偶者控除または配偶者特別控除の議論、政治の流れに合わせ過ぎと言ったら怒られるかもしれませんが、そのような気がします。

それとも関連するのですが、次の議論の時は例えば、公的年金等控除や給与所得控除と、また、個人事業を実は行って、配偶者に対する専従者給与も払っていて配偶者特別控除も使えてなど、最大限どのようなメリット、どの程度のメリットを受けている人がいるのかなどという極めて実務家的な資料や情報も委員の先生方やマスコミの方々に提供していただけると、やはり見直さなければいけないということを切実に感じていただけないのではないかと私は思うのです。表面的な120万円や65万円など、あのような問題ではないです。現実のところは、200～300万円で税金と社会保険料で苦勞している若者もいれば、本当に驚くぐらい、500万円ほどで税金をあまり払わなくて済んでいるお年寄りの方もいらっしゃるという事実は、どのように考えてもメスを入れなければいけないことなのに、そこがどうも打ち出しが弱いような気がしています。

次にもう一つですが、私はたまたま立場上、ちょうど30年ぐらい税制改正を追いかけてきました。8年ぐらい前までの政府税調は、毎年の年度答申と3年ごとの中期答申で相当忙しかったのではないかと推測していますが、それに対しますと我々は少し楽をしているような気がしまして、取りまとめの委員の方々は大変苦勞なさったので

はないかと思いますが、政府税調に出てくれば済んでしまう、私だけかもしれませんが、少し楽をしているような気がして反省が必要なのではないかと自戒しているところでもあります。

その点も踏まえまして、政府がどのようになさるかは政府の問題ですので、学者の先生方が中心となっているので、日本の国の税制はどのようにあるべきかをもっと言い放って良いような気がするのです。だから、あとたった2年ほどしか残っていませんが、中期答申に代わるようなものを残りの任期で行えとすばらしいのではないのでしょうか。来年に向けての話です。このまま続けば8年前まであった政府税調がどうですか。6年ほど前に1回なくなっているのです。この4年前に復活できたのです。せっかくできた政府税調がもうなくて良いのではないかという議論に進まないことを祈るという気持ちで、強い意見を言わせていただきました。

○委員

それでは、手短に三点申し上げます。

まず一点、先ほど委員がおっしゃったことにも関わりますが、これからの財政需要のことを考えますと、「おわりに」で財源調達機能を向上させていくことにも取り組む必要があるとの意見もあったとかなり引き気味な書き方なので、財源調達の重要性を増税も見据えて、しっかり書き込んでいった方が良いのではないかと思います。

二点目なのですが、今の話とも関わりますが、これは3ページ目のところで103万円の壁が心理的な壁として作用している配偶者手当と書かれているのですが、割と皆様はすごくしたたかに計算しているので、心理的に103万円の壁があるということはおそらくないであろう。配偶者手当をはじめ、世帯全体の所得をどのように確保しつつ行っていくかということによって働き方を決めているのであろうなど。そのため、これをおそらく突き詰めていくと、企業の側が配偶者手当をなくしていくというところに作用していくのではないかと。

それはそれで本当に社会進出して、例えば女性の多様な働き方を保障するということにはなりますが、他方でそのようになってくると結局また子供は産めなくなる、育てられなくなる、そのための保育所をどのようにするのかという新たな財政需要が出てくる可能性もあります。そのようなところまで含めてこの仕組みを考えていった時に、どのようにしていくかということも財政需要等も見据えて考えていく必要があるのではないかと思います。そのため、ここの書きぶりと言うと、心理的な壁というものを最初に出すのはどうなのかなということが気になったところで、むしろ順番を入れ替えても良いのではないかという印象を持ちました。

もう一点だけ申し上げますと、7ページ目のところで老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築、これはこれまでの取りまとめでも使われている文言なのですが、そもそも我々が税金を払う時に、払った税金に基づいて老後も含めた生活というものを公的に確保してくれることが税金の基本ではないでしょうか。そ

れにもかかわらず、老後の生活を自助努力しろと。老後の生活に備えるために税制をというようになった時に、本来はそのような趣旨ではないと思うのですが、結局、自助努力ということでそれで税金なのかというようになってしまうと、非常に誤解を生んでしまわないかというところが大変気になっています。

そのため、ここで言っている老後の生活に備えるための自助努力を支援するとはどのようなことなのかということ、もう少し記述として一文か二文、加筆することが大事なのではないかと思いました。むしろ社会保障制度との関係も含めて、本来であれば公的にしっかりと支えるべきものは支えるべきであると思えますし、それに対する財源というものをしっかりと調達することの説明責任を果たした上で、税負担が必要であれば増やしていくことも含めてしっかりとうたっていくことが大事であると思えます。この辺りのトーンも含めて、財源もないので自助努力で行ってねという感じになっているところが若干気にかかりましたので、この辺りの書きぶりを誤解がないようにしていただければ良いのかなと思いました。

○委員

とても丁寧に整理をしていただいた御苦勞はすごく分かるのですが、国民的な議論にするためには、政策目標と効果がどのように出るかといったようなことが少し頭に入るような形の表でも良いですし、何かそのような見方で整理をする必要があるのかなと感じました。

委員が言ったように、働き方改革による中立的な税制の構築や、所得再分配機能の強化などの大きなテーマがあって、その下に今、先ほど言っていた就業調整になるような壁が存在しているようなことで、労働力確保に対してというような、様々な政策目標がたくさんあって、そのところに随時解決策が出てきているというような感じがしますので、全体に俯瞰できた方が良いのかなと思いました。

それから、各施策については課題があるので、その課題についての対応策は皆様よく分かっているのですが、これを見ただけではセットでそのようなことを納得できる人は、なかなか普通の人にはいないような気がします。その辺りを整理して議論の基になるような、ここで行った議論を整理していただけると、少し説明がしやすいかなと思いました。

具体的に委員が言ったように、事例がないと分からないということも確かにそのとおりなので、ただ、その事例には税金だけではなくて社会保険料も含めて考えていかないとならないということもあるし、ここで言っている社会保険料から来る壁については、一切ここに出てきていないということもあるので、そのようなことも含めて全体のここで集まるだけの評価基準は、整理していただけるとありがたいなと思えます。

○委員

大変短期間に丁寧なまとめをしてくださったことには、誠に感謝しています。しかし、誰に読ませるかというところで、政府にこれから選択してくださいということで

上げるというものであったら、これで十分ではないかと思うのですが、誰にどのようなメッセージを伝えるかということ考えた場合に、国民に届かせるためにはもう少し書き方が違うのかなということを感じています。

先ほどから、多くの委員がおっしゃっているようにメッセージ性を強く出していった方が良くと思いますし、もっと具体化した方が良くと思います。総理がそもそも税制は民主主義の基本であるとおっしゃったことを受けてこの報告を出すので、それを国民まで届けようとしたら、では私たちが目指している民主的な社会は税制についてはどのような形であるとそれが言えるのか。高額所得者に有利にならないような仕組みを作って所得の再分配をといる時の、例えば、高額所得者という人はどの程度の意識をしていて、この税制を入れたことによって国民の生活がどうなるのか。どれぐらいの年収の人たちがボリュームになっていって、どのような生活をするのを念頭に置いているのかということ具体的に言わないと通じないような気がするのです。

イタリアのように国は貧しいが、国民は豊かであるというような国を目指しているのかなど、様々あると思います。そのため、配偶者控除の扱いについても、このようなケースがあるがということもしっかりと書いていますが、政府税調としてはこれを政策として推進したい。そうすると、その結果、何が起こるかというようなところまで具体的に書かないと、一人一人の国民には届かないのではないかという感じがしています。

○委員

一次レポートと論点整理からずっと眺めて、今回のものを考えると非常に丁寧に書かれていると私は思いますが、いずれにしても若年の子育て層、低所得層にしっかりとした考えが届く、今ちょうど委員がおっしゃったような、そこに一番我々はターゲットを当てているということがしっかりと届くようにしていく必要があると思います。

このような意見を言って、書き方をどのようにするのかということは非常に難しいと思います。ですから、具体的には修文のようなものまで本当は示せば一番良いわけですが、配偶者控除からいきなり書き始めていることについての様々な意見もありました。しかし、むしろ私は今、当面の焦点となっているものはこのようなことであるということで、むしろ私は配偶者控除については、あまり様々なことを書かなくても、一次レポート、論点整理で基本的な考え方は含めていますので、配偶者控除から端的に書き始めた方が私は問題意識がしっかりと伝わると思います。底流に子育てや低所得層や女性など、そのようなところにしっかりとターゲットを絞っているということが伝わるようなことは必要であると思います。

あと、これも他の方も御指摘されていましたが、いわゆる103万円の壁と言われていたものが、我々のこの場での議論とすればもう既に解消されていますが、現実には常にその103万円ということが話題になるということでの企業側に対しての手当のよすがとなっているので、そこに対して解消を迫るところはしっかりと強く伝えてい

く必要があると思います。これはより広く言いますと税制で今、問題となっている働き方改革について寄与できる分というものは、ある一定の限界感がありますので、働き方の選択に対しては基本的には労働政策や社会保障政策でありますので、税側からそちらの分野に対しての、あるいは主体として企業側に対してしっかりとしたことは伝えていくべきであろうと、そこははっきりと書いていくべきであろうと思います。

最後に、ここが一番悩ましいところで、多くの方も触れていますが、5ページの真ん中に、結局、国民的議論を踏まえた検討が政治の場で行われていくことを望みたいと、3行でこの問題をそのような書き方をしているところが、この議論の取りまとめが世の中に出た場合にどのように読み取られるのか、あるいはどのように影響するのか、反響を呼ぶのか。会長も記者会見の場があると思うのですが、そこでどのようなことがやりとりされるのかと考えた時に、ここをどのように国民に伝えていくのかが大変悩ましい問題であろうと思います。

表面的にここを見れば、いわゆる国民の価値観に深く関わる問題でもあることから、政治の場であるということ、このような問題はおよそ広くやはり政府税調の議論というよりは、政治の場で委ねるのであるというようにあまりにも広く捉えられては困るので、倫理や価値観に深く関わる問題であることをこの政府税調の場で丁寧にそれをくみ取って、そして、しっかりと論理を述べていくということは、おそらく、より政府税調としての高い役割ではないかと私は思います。今回は時間的な問題等もあり、そのようなことは事実上、難しいことはそのとおりですが、A案、B案、C案というそれぞれの考え方が妥当であると考えて、それについてよりグラデーションをつけたり、どちらに軸足を置いているのかということを出したりということは、現実には今までの議論の過程から見ると、より時間をかけて突っ込んだ議論をしないと、それ以上の書き方は現時点では正直難しいと思います。

ただ、先ほどどなたかがおっしゃいましたが、よりこのような点を、このように検討をすると、議論はこちらの方に集約されるのではないかとといったようなことを書けるのであれば、しっかりと書いておく必要があるということと、それから、政治の場と書いていますが、要するに民主主義の広く国民の議論が行われるようにすべきということ、これを言っているのであろうと思うのですが、その上で政府税調としてこのような問題をまたどのように取り扱うのか。また、我々委員の任期もまだあるわけですから、その場である程度の価値観についての国民の統合性のようなものが出てきた時に、では、どのように考えたら良いのかということは、この場でしっかりと議論していく必要があるのではないのでしょうか。全て政治の場に委ねるというスタンスで受け取られないように、そこは気をつけておく必要があるのではないかと思います。

○委員

先ほど、103万円の心理的な壁というお話が出ましたが、これは制度的には103万円であると国税の課税最低限だけしか効かず、配偶者控除であれば、配偶者特別控除を

入れると105万円ということになり、おそらく「心理的」というのは苦肉の策で書かれたのではないかと思います。

それと我々はいわゆる就業調整のことをこれだけ強調して議論しているにもかかわらず、社会保険料のところでは130万円がそのままであったり、今年の10月から一部の就業者は106万円が始まったりしているわけです。税と社会保険料でのすみ分けはあると思うのですが、その点に関しては何らか柔らかい形で、社会保険料の方でもしっかりと、就業調整が重要ならば～私は配偶者控除が就業調整に影響を与えているとは思っていないのですが～、少なくとも建前としてそれが重要であるならば、論理的には社会保険料の点についても何か触れるべきではないかと思います。

○委員

項番の並べ方ですが、最初に働き方の選択に対して中立的な税制の構築ということで、実質的な中身は配偶者控除であるということです。その次に2として所得控除方式の見直しが出て、3として働き方の多様化を踏まえた諸控除の見直しというものが出ているのですが、2と3の順番を反対にした方が良いかもしれないなという感じがしています。中立性ということで行くと3の方が近いですし、人的控除と各所得種類における控除項目というところについても、最初に人的控除を議論した後で所得控除から移しましょうという話が出た方が良いのかもしれません。そのように思います。

あと、細かい言葉の使い方ですが、6ページの2行目、ゼロ税率と税額控除が出てきていて、控除額が一定ですが、控除額というものが何のことかよく分からない気もして、要するに税負担の軽減が同じであるという意味ですね。ですから整理した方が良くないと思います。

○委員

先ほど大きな話をしたので細かいところからなのですが、まず5ページのところで、例の所得制限である103万円を引き上げるという話がありますが、これはおそらく、自分たちでも書いているように、最後の方に「この新たな控除は」で現行の配偶者控除とは異なる仕組みであると自分で書いているように、夫婦控除の話と配偶者控除の限度額の引き上げの話は全く別個のものであるので、そもそもこの103万円の配偶者控除の引き上げのところは、ここで議論することではないと思います。少なくともどこかでメンションする必要はありそうですが、この夫婦控除のところでは議論することではないと思いますので、これはおそらく、溶け込ませるとかえって同じものであるという誤解を与えるような気がします。

8ページの先ほどの財源調達機能の向上ですが、確かに重要なのですが、誤解されないようにするには、これは配偶者控除を廃止して財源調達機能を向上させたいわけではないので、今回の議論はあくまでも配偶者控除絡みでは、税収中立であると思うのです。もし子育て支援に充てるならば、広く言えば財政中立です。ですから、その部分は当面の課題としての配偶者控除を巡る議論は、私たちのスタンスはA案を取り

込むのであれば財政中立ということがスタンスであり、所得税の税額控除化の議論がありますので、そこも含めて中長期的には財源調達機能の向上を目指すというところを切り分けないと、何となく政府税調は配偶者控除を廃止して増税するというような逆のメッセージとして伝わりかねないかなという気がします。そこは書きぶりを気をつけた方が良いでしょう。

先ほど、前に第一次レポートや論点整理で書いているので、同じことは書く必要はないという御指摘ですが、逆に言ってしまえば配偶者控除の最初の1ページ、2ページの記述も前に書いていることなのです。そのため、総理からの指示に答えるという形のコンパクトにまとめるということであれば、私は個人的には配偶者控除の趣旨、経緯は不要であると思うのです。知らないのであれば第一次レポートを読んでと言うだけのことなのです。

あと、3ページの家族単位の話も要りません。読んでと言えれば良いだけなので、むしろコンパクトにまとめるという形にされた方が良いでしょう。もし、今の形式でいきたいということであれば、書きぶりとして、2節以降はあまりにもコンパクトなので、論文を書く時に1節だけ妙に長いということは格好悪いので、したがって、全体としてコンパクトにして枕詞みたいに心理的な壁や税制上の壁はないなど、これはほとんど枕詞で意味がないと思うのです。そのため、この辺りは全部飛ばしても良いから論点に行くというようにまとめた方が、細かいことはくどいようですが、一次レポートと論点整理を読んでねと書けば良いということでもまとめられた方が良いでしょう。

○委員

私は一言しかなくて、委員が先ほど章立てのことをおっしゃったので、少し違うのではないかと考えていて、今の3節、4節はまだ全然議論が深まっていない話なわけです。ところが実際、所得控除方式を税額控除方式に直すという話は、配偶者控除見直しと連動するかもしれないという可能性を含んでいるものですから、2番目の所得控除方式が3よりも後ろに来てしまうと切り離されてしまうというか、3の諸控除の見直しよりも時間軸では後ろの話と受けとめられるということは、私は問題があると思います。本当は、そのような意味では5番目の個人住民税の話はむしろ時間軸で言えば1、2、5ということが先の話で、3、4というものはもう少し議論が深まらないと、具体策という話には踏み込めませんねという話ではないかと思っています。

○委員

委員の御発言で思い出しました。この103万円を引き上げるのも一案との意見があったということは、これは本当に我々が書く必要があるのでしょうか。ここの議論である程度多くの委員の方々がこのようにおっしゃっていたのなら書かざるを得ないと思いますが、これは多分、政治の場では比較的受けの良い話なので、今回、見直しを延期して、代わりにこれをしましょうという話が出てきたように見えています。そうだと

すると我々としてそれをエンドースするのかと。抜本改革を行う上でのハードルが高くなりますというように懸念をしています。

○委員

委員の御発言ですが、私自身は上げること自体は就業調整という意味では全く問題ないと思います。103万円、正確には105万円のところのゆがみがなくなるわけですから、その辺りで就業調整している人は時給が800円ぐらいなので、その人たちが1日8時間働けば約200万円にはなりますが、実際にここで問題になっている就業調整をおこなっている人たちに対しては、そこを上げるということではゆがみを無くすことが出来るので今よりもましになると思います。

夫婦控除にしても、世帯所得に所得制限を置く時は、片方の収入によって所得制限にかかる時はどのようにしても同じような就業調整が起こるわけです。だから実質、同じなのです。筋から言うと、要するに予算線の傾きが変わることによってゆがみが出ていることが問題ならば、そうでないようにするという事は、効率性の観点からは最も素直な議論だと思います。公平性の観点からは様々な議論できると思うのですが、少なくとも就業調整にこだわる限りに於いては、筋的には私はこれが一番簡単な方法であると思っています。ただ、それが公平な制度かどうかということは、私は分かりません。

○委員

皆様、様々な新聞報道をお読みになったり、前からお考えになっていることがあったり、それこそ皆様の価値観が様々ありますので、この際ということが多く出てくると思うので、今日の会議はかなり延長しましたが、それで良かったと思っており、更に御意見などありましたら事務局にお寄せいただいて、後に言い残したということが残らないようにぜひお願いしたいと思います。

それでは、この問題はここで締めくくらせていただいて、次のセッションに移りたいと思います。国際課税に関する議論にまいりますので、よろしく申し上げます。

○委員

お手元の2番目の資料、総6-2「『BEPSプロジェクト』の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理(案)」、これを議論していただきたいと思っています。

早速読んでいただく前に、どのように書かれているかということですが、二つ大きな柱を考えており、一つは今後の国際課税改革に当たっての基本的視点、もう一つは個別の制度設計ということで、基本的論点についてはここで議論してきたように、日本を含むグローバル経済の変容を含めて、その中で日本の国際課税をどのように立て直していくかということです。それに関しては、事務局から私は良い資料が提供されてきたと思って、いわゆる直接投資と言っても工場を建てるというイメージとは大きく離れてきて、小さな国がGDPよりも大きな直接投資を抱えるといった問題も指摘しました。

第二点の個別の制度設計の方ですが、そこで具体的には外国子会社合算税制の話、タックス・プランニングの義務的開示制度、そこまでが我々が集中して議論したものです。それに関連して、あるいはBEPSの中の論点として移転価格税制の見直し、過大支払利子制度の四つを取り上げてきました。今日はいずれも四つの点に触れられますが、中でも外国子会社合算制度、義務的開示制度について、来年度改正以降を視野に置いて議論をしていただきたいと思います。

それでは、この資料も先ほどと同じように回収資料ということで、本日終了後はテーブルの上に置いてお帰りください。

それでは、事務局より読み上げをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局

(論点整理(案)を朗読)

○委員

ありがとうございました。

それでは、どの点からでも結構ですから、御意見を伺いたいと思います。

○委員

内容的には良いと思うのですが、何点か申し上げたいと思います。全体についてで、少し濃淡があるような気がして、比較的政府税調の中で改正すべきという形で固まっているものは、この合算税制の総合的な見直し、おそらくこれが肝であると思うのです。もちろん、(2)の義務的開示制度も行うという方向ではありますが、これは何せ新しい試みでもあるので、おそらく何らかの試行錯誤が求められる分野ですね。3と4は一般論としてはすごく良く分かるし、重要性は分かるのですが、おそらく具体化するに当たってはまだまだ様々なことで詰めるべきところが残っていますねという形なので、これは一種の工程表のような感じですぐできることとか、すぐ行うべきこととまだ試行錯誤が求められることと具体化に向けてより詰めた検討が必要なものという、先ほどのグラデーションではないですが、そのようなものが必要なのではないかと思います。

特に(2)のタックス・プランニングのところは非常に大事であると思いますが、やはり試行錯誤を伴うという点では何らかのPDCAを回していく必要があって、つまり、実際の申告状況や報告状況など、そこを踏まえながらどのような形で適用対象を広げていくか、あるいはどのようなところに留意していくべきなのかということ、ここは逐次検討を続けていくという何らかのPDCA的な仕組みを入れておくということを担保しておいた方が良くかなと思います。

あと4ページのところ、なるほど、実体があれば課税せず、実体があれば合算するということが租税競争を誘発するという話があるのですが、理屈はそのとおりですが、ただ、今この現状においても既に実体があれば合算しないことは今でもその方針なので、新たな制度の導入ではないと思います。今、日本はもう事実上、実体のある所得に

については全世界所得課税ではないので、むしろ重要なことは、もしこのような実体があれば課税せず、実体がなければ合算という方向で改革をすると、おそらく何が起きるかという、新しい節税スキームで、本当は実体がないのですが、あたかも実体があるかのような事業所得への転換のような形などイタチごっこになってしまいます。何らかの新しい節税スキームが生まれかねないし、おそらくより深刻なことは、これは租税競争であると思うのですが、それを提供する、あるいはそれを許容する国が出てくるかもしれません。むしろそちらの方が大きな課題なのではないかなという気がしました。

最後に、6ページの(3)のところが「検討することが必要」で止め、7ページも「必要」で止めているのですが、他のところは「である」となっているので、全体の文章を合わせるのには「である」が良いのではないかと思います。

○委員

事実関係のことで3ページに書いているのですが、委員の御意見のとおり、外国子会社合算税制と義務的開示制度についてはしっかり書いてあるが、移転価格税制と過大支払利子税制はあっさりではないか。ある意味でそのとおりで、平成28年度与党税制改正大綱で外国子会社の経済実体に即した課税を行うべきということで、来年度の税制改正を念頭に置いて今年度は外国子会社合算税制、義務的開示制度に焦点を当てたということです。

○委員

以前の政府税調でも申し上げたのですが、国際交渉は非常に高度な外交であると思うのです。しかも、近年珍しく我が国が主導権を握っている貴重な分野でもあると思いますので、これがある意味で外交上のバゲニングカードにもなり得ることなのであるという認識はどこかに入れておいた方が良いのではないかと思います。

○委員

4ページで委員がおっしゃったところは、実は前回、私が発言したところを取り入れてくださっていて、私としてはありがたいことなのですが、確かに新たにこの制度改正をすることで変わるかということとそのような問題ではないということはそのとおりであると思います。その点は1ページのところで「グローバルな競争条件の平準化には、国際的な協調が必要である」ということを述べていて、そこを受けてといいますか、ある意味で「BEPSプロジェクト」を実施する過程で、既にもうアイルランドや最近ではイギリスが法人税率をもっと下げるといっていることを言っていますが、実態的な面での競争は止められなかったという限界を示しているように思います。そのため、これは今回の改正に関する問題というよりは全体的な取組みに関する限界ということであると思います。

2ページのところで細かいところですが、税務当局の増員を含めた強化が必要であるということ、確かにそのような御意見があったのでここに入っていると思いますが、

大事なことは人の数以上に増強といいますか、クオリティーのアップではないかと思
います。

○委員

委員の話に関連するところですが、10月14日の総会で私も述べさせていただいて、
特に2～5ページにかけてのところは私の意見の流れと同じような流れがここにも記
されているということで大変うまくまとめていただいたと思います。その中で、5ペ
ージの二段落目ですが、私もそこはそのように述べたと記憶していますが、外国子会
社の実態把握のためにもやはりタックス・プランニングの義務的開示制度を構築して
いくことが大事であるということです。収集制度を盛り込むこととタックス・プラン
ニングの義務的開示制度だけだと、制度だけという感じになってしまうので、やは
り委員がおっしゃったところも、この段落の中で人員のみならず質的な強化というも
のが感じ取れるような形で、つまり、単に情報収集力を強化するということだけを言
っているという話ではないということはこの段落に盛り込んでいただければと思いま
す。

○委員

移転価格のところですが、今回は「BEPSプロジェクト」勧告のポイントということで
お書きになっておられて、「BEPSプロジェクト」の最終報告書の移転価格に関する部分
は、OECDのコメンタリーも書き替えましょうという実際の文章が入っていたと思うの
です。そのため、今回、国際協調ということも強調されていますので、この「BEPSプロ
ジェクト」の移転価格税制に関する部分はOECDの租税条約のコメンタリーに関するも
のであるということ、つまり、そのような意味では間接的な法的拘束力を持ち得ると
いうようなことを少し書いていただけると良いのではないかと思います。

○委員

大変細かい点なのですが、5ページ目のタックス・プランニングの義務的開示制度
ということで、私も詳しくないので恐縮ですが、これは本当に日本の状況になじむも
のなのかどうかというか、本当にどのぐらい開示で出てくるものなのかなというところ
を気になりながらお話を伺いました。もちろん、これは検討しなければいけないと
いう状況であると分かるのですが、その上で、二つ目のパラグラフで、「本制度の日本
での導入の可否を検討するに当たっては」と書いてあるのですが、以下、書かれている
ことは導入検討に当たってのことで、可否についての検討という感じではないので、
具体的に「導入の可否」というところを「導入」の検討という表現に直された方が良
いのではないかなと思いました。

○委員

流れとしては「BEPSプロジェクト」で義務的開示が勧告されて、既にいくつかの国は
導入しています。アメリカとイギリスで紹介があって、申告件数が実は減っていくこ
とをどのように読むか。この制度が上手に機能したと読むのか、シュリンクしたと読

むのか。そこまで行って、流れとしてはBEPSの勧告に従って我が方でもこれを導入していく。そして、導入していくに当たっては考慮すべきことがあります。

○委員

導入することは決まっています。可否という導入しないという選択肢もあります。

○委員

今の点は「BEPSプロジェクト」の中で、ここにも御紹介があったようにミニマムスタンダードとして各国が入れなければピアレビューでこれはいけないと言われるタイプのものから、ベストプラクティスとして、もし入れるのであれば各国で御自由にいらしてください。その時にはこのような良い方法がありますということを書いてあるものがあって、それとの関係で、このMDRがどのように位置付けられていて、日本としてそもそも導入すべきかどうかを考えます。そして、もしその時にこのような具体的なことがあるといった膨らませ方があるのではないかと思います。

○委員

二点あります。一点目が外国子会社配当益金不算入制度です。ここに書かれてありますように、日本に資金を戻すことで課税を逃れる行為を助長する側面があるという指摘は正にそのとおりなのですが、海外でプールされているキャッシュをいかに日本に還元させるかということがこの制度の導入目的でした。資金の還流をストップさせることではなくて、課税は適切にした上で還流をさせる趣旨であると理解しておりますし、そうあるべきと考えます。

それと5ページにMDRがあります。既存の情報開示制度との重複が生じないようにするという指摘に賛成ですが、まずは我が国でどのような制度設計にするのかが重要になります。諸外国の導入事例はそれほど多くないし、報告の対象となる事例が減少している国も確かあったかと思えます。重複する可能性がある現行の制度は何かといえ、事前照会に対する文書回答手続かと思えます。事前照会に対する文書回答手続を行っていて、それがMDRの対象になるとなった場合には、罰則なしでMDRに移行できるような制度設計も検討していただきたいと考えます。

○委員

外国子会社合算税制が導入され5行目ぐらい、両制度というのは外国子会社合算制度と外国子会社配当益金不算入制度、この二つの制度ですね。実は私はこの段落がかなり重要であると思っていて、二つの制度は密接に関係していて、外国子会社配当益金不算入制度で日本の企業がどんどん外国に行くことを促進します。そこで配当する時には税金は要りません。ただし、それをある意味では悪用されてタックス・プランニングで使って知的財産や金融資産を外国子会社に移して配当で持ってくるということは問題であるというところで、だから、今回のこの改正を日本のコンテキストでしっかり行わなければいけないというところで、おっしゃるとおりで、日本に戻ってくることを阻害するという意図は一切ありません。

○委員

還流させる中で課税は適切に行っていくという趣旨です。

○委員

内容に関わる話ではないのですが、気になった点があります。最初のページの三つ目の段落で、要するに実体を伴わないペーパーカンパニーは投資と次いでグリーンフィールドと書いてあるのですが、多分実際にはM&Aが相当多いであろうと思うのです。だから、あえてグリーンフィールドを出す必要があるのかどうかということと、ここから先は素朴な質問なのですが、M&Aの場合、知的財産の開発の場所と収益の場所は違う傾向があるのですが、それはどうなのでしょう。

○委員

これは政府税調で議論して、直接投資で何をイメージするのかということで、それはどこかの国に行って工場を建てて車を作るというものもあるのですが、例えば、ベルギーやルクセンブルクなどの国々はGDPより大きい直接投資があり、入ってくる方も出ていく方もあって、直接投資をどのように考えるかという時に、そのような工場を建てるというよりは資本移動です。そもそも直接投資は委員も御存じのように資本勘定でとられているわけで、我々がグリーンフィールドと思っているだけで、実はそれは海外での会社の株の取得等になっているわけで、それはそれとして、だから、この趣旨はやはりグリーンフィールド的なものが工場を相手の国で建てるというイメージでは今、不十分であると指摘しました。

○委員

あえてグリーンフィールドと言う必要があるのかなと思ったのです。

○委員

要するに工場進出だけではないということを書いたかったのです。グリーンフィールドということは取ってつけたような感じですが、検討します。

○委員

4ページの制度適用免除基準についてですが、検討・設定する必要があるという書きぶりになっています。前回でしたか、アメリカやイギリスで売上げや利益などに適用しているという説明があり、また、様々な選択肢として明示しました。どれか決め打ちする段階ではありませんが、あそこで前回指摘したような売上げや利益といった、様々なものがあり得るのであるということはここで網羅的に書いても良いのではないかと思います。

○委員

先ほどせっかく委員から、実体があれば合算せず、実体があれば合算という非常にいいフレーズが提案されたということなので、であれば、先ほどの3ページのところの外国子会社配当益金不算入制度と外国子会社合算制度がなぜある種、車の両輪的なのかということ、我々の原則は、実体があれば合算しないということが、正に外国子会

社配当益金不算入制度の趣旨です。実体があれば合算する、これはつまり租税回避、いわゆる節税的な行為に対する対応なのです。ある意味せっかく良いフレーズなので、この3ページのところで、ある種これがこの改革の方針であり、そのためにこのような合算制度も見直していくのであるというようなメッセージの方が改革の方向性が良く分かるような気がしたのです。

○委員

今回の改正の大黒柱にこれがあるということは、二つの制度が両輪になっているということがキーポイントであるということは明らかです。修正を進めたいので、どんな御意見でもどんどん。良いですか。

○委員

ありがとうございます。

それでは、この辺りで終了したいと思います。本当に有意義な御意見、ありがとうございました。

次回も引き続き議論の取りまとめに向けた起草会合を行いたいと考えています。

本日お配りした資料については、委員の皆様から頂いた御意見等を踏まえて事務局とも相談の上、私の方で加筆修正したものを次回の総会で改めて皆様に御確認いただきたいと思っています。

議論のプロセスで様々なやりとりを自由に行っていただく観点から、次回も引き続き非公開にしたいと考えています。マスコミ等に対する対外的な説明については、私たちにお任せいただければと思っています。

繰り返し恐縮ですが、本日の資料については、会議終了後回収させていただきたいと思っています。

次回の会合の日程につきましては、改めて事務局から御案内しますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。